

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	22
処分の種類	扶養義務者からの費用徴収			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第77条			
処分の概要	被保護者に対して民法の規定により、扶養の義務を履行しなければならない者がいるとき、その義務の範囲内において、支弁した保護費の全部又は一部を、その者から徴収する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 1 生活保護法第77条 2 「生活保護法による保護の実施要領について」第5-4 扶養の履行について (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)			
基準の制定根拠	—			